

2022年3月31日

第3回著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 資料1
(著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ作成)

⑨-3 その他

- ① 著作物の複製物のレンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等の著作物提供サービスで利用者に対し示される利用契約において、著作権法第35条をはじめとした著作権法の権利制限規定の適用を制約するものと解しうる条項が含まれていることがあります。こうした条項は、「権利制限規定のオーバーライド（上書き）条項」（以下、「オーバーライド条項」）と呼ばれます。利用契約にオーバーライド条項を含む著作物提供サービスから著作物を入手し、35条で許される利用を行う場合、契約違反となりうるかが問題となります。

著作物提供サービスの利用契約にオーバーライド条項があっても、著作権法上の権利制限規定で認められるはずの利用が当然に契約違反になるわけではありません。オーバーライド条項の有効性が否定され、権利制限規定に基づく利用が契約違反にならない場合もあるとされています。他方で、オーバーライド条項は常に無効となるわけでもありません。

オーバーライド条項の有効性については、著作権法上明確な規定はありません。少なくとも現状では、権利制限規定の趣旨、著作物提供サービス・ビジネス上の合理性、ユーザーに与える不利益の程度、及び不正競争又は不当な競争制限を防止する観点等を総合的に考慮し、個別に判断されることになるということしかできません。

こうした状況を踏まえ、教育機関側は、特にビジネスとして提供される著作物提供サービスの利用契約の内容を理解したうえで利用することが必要です。一方、著作物提供サービス側も、35条の権利制限が教育の持つ公益性をふまえて設けられたものであることを考慮した利用契約とすることが期待されます。このように、双方の立場や事情の理解の上に立った運用が求められます。

なお、オーバーライド条項が有効である場合、利用契約に違反する行為を行えば契約違反になりますが、契約違反があっても35条の範囲内での利用であれば権利制限の適用は受けられますので、著作権侵害にはなりません。もっとも、利用契約の内容が、35条の制度趣旨である公益性を十分に考慮したものである場合、利用者がその利用契約に反する行為を行えば、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するとして35条の範囲外となり、著作権侵害も成立する可能性が高くなるでしょう。著作権侵害が成立する場合、状況次第では刑事罰の規定が適用される可能性もある点が、契約違反のみが成立する場合と異なります。

② コンテンツ配信サービスやデータベースの他、市販の Blu-ray Disc/DVD や地上デジタル放送などにおいて、著作物の複製やアクセスを技術的に制限するコピーガードやアクセスガードなどが施されていることがあります。これらは、これらは、著作権法上、「技術的保護手段等」や「技術的利用制限手段」と呼ばれています（ここでは両者を一括して「技術的保護手段等」と呼びます）。技術的保護手段等を回避して 35 条に係る利用を行うことが著作権法上許されるかどうかが問題になります。

著作権法上、コピーガードやアクセスガードなどの技術的保護手段等を回避して行う私的複製には 30 条の権利制限が及ばないとされており（30 条 1 項 2 号）、また、技術的保護手段等を回避するためのプログラムを公衆に譲渡することや（120 条の 2 第 1 項）、公衆からの求めに応じてそれら手段を回避することは（同条 2 項）、刑事罰の対象になっています。しかし、35 条を含め、私的使用目的以外の権利制限規定に係る利用について、条文上は、技術的保護手段等を回避して行う行為が禁止されているわけではありません。

以上を前提にすると、教員や学生・生徒等がコピーガードを外すなど技術的保護手段等を回避して 35 条の範囲の利用を行うことは許容されるようにもみえます。しかし、技術的保護手段等による利用制限が不可欠なビジネスモデルもある場合、技術的制限保護手段等を回避して行う利用が「著作権者の利益を不当に害すること」に該当することも考えられます。また、技術的保護手段等を回避するには、法律上は譲渡等が禁止されているそれらのプログラムを入手し、技術的保護手段等を回避する必要があります。教員等がそうしたプログラムを入手すること自体は違法でないとしても、こうしたプログラムを公衆に譲渡している他人の著作権法違反行為を助長することになりかねません。技術的保護手段等の回避を行うにあたっては、35 条での利用を目的とする場合でも、これらのことを十分に考慮しなければなりません。また、35 条での利用を目的として技術的保護手段等を回避した著作物を、個人的な目的のために保存し続けて利用することなどは、厳に謹むべきです。

技術的保護手段等が課されている著作物については、著作物に係る利用契約が存在することが多いと考えられます。その場合は、①で述べた契約による権利制限規定のオーバーライド問題も別途検討する必要があります。

なお、以下のような利用方法は、著作権法上、技術的保護手段等を回避する行為には当たりません。

- ・コピーガードの施された市販の Blu-ray Disc/DVD やビデオ配信サービス等のコンテンツについて、教員や学生・生徒が自らのコンピューター上で再生し、その授業映像を授業の履修者に限定して公衆送信すること
- ・コピーガードの施されたコンテンツ配信サービスにより入手した電子書籍について、教員や学生・生徒がスクリーンショットにより複製し、授業の履修者に限定して公衆送信すること

こうした利用が許されるかどうかは、特に、その利用態様が授業に必要と認められる

限度の利用であり、且つ「著作権者の利益を不当に害する」ものでないかを検討して 35 条の範囲内の利用に該当するかを判断することになります。なお、こうした利用に関して著作物に係る利用契約が存在する場合には、①で述べた契約による権利制限規定のオーバーライド問題を参照してください。